告示

○総務省告示第三百九十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース	六　電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
［削る］	七　ＰＨＳの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるＰＨＳ加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
七　公衆電話機及びこれに付随する設備	［同上］
八　電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）	九　電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）
九　他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項及び前項に掲げるものを除く。）	十　［同上］

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコムさいたま
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社
静岡県	中部テレコミュニケーション株式会社
福井県	福井ケーブルテレビ株式会社
［略］	［略］
徳島県	株式会社ＳＴＮｅｔ
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
［略］	［略］

［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
［同上］	［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十八日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法
平成二十九年十月六日	立憲民主党（りっけんみんしゅとう）	東京都港区東新橋一―一〇―一―三〇一一	枝野　幸男	役員会	代表の発議により幹事長の発議により決定

○総務省告示第三百九十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十八日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十九年十月六日	立憲民主党（りっけんみんしゅとう）	東京都港区東新橋一―一〇―一―三〇一一	枝野　幸男	役員会	代表の発議により	幹事長の発議により決定